

三次市三川合流部周辺河川環境整備計画検討協議会 設置要綱

(設置)

第1条 本市の水辺の魅力を最大に引き出し、自然と触れ合う地域交流の拠点となるような、にぎわいのある水辺を創出するため、市、河川管理者である国、地域住民及び関係団体が連携して河川整備を行うための三次市三川合流部周辺河川環境整備計画（以下「計画」という。）の策定にあたり、有識者等から指導及び助言を得ることを目的として、三次市三川合流部周辺河川環境整備計画検討協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画策定についての指導及び助言に関する事項
- (2) その他計画に関する事項

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

- 2 協議会に、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。
- 3 協議会に、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

(委員、臨時委員及び専門委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
 - (2) 関係行政機関の職員
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者
- 2 臨時委員及び専門委員は、市長が任命する。
 - 3 臨時委員は当該特別の事項の調査審議が終了したとき、専門委員は当該専門の事項の調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、平成22年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第6条 協議会に、会長を置く。

- 2 会長は、第4条第1項第1号の規定により委嘱された委員のうちから、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、会長の職務を代理する。

(協議会)

第7条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 協議会は、会長が必要であると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、地域振興部企画調整課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成21年1月13日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、平成22年3月31日限り、その効力を失う。